

中小企業・小規模事業者の皆さまの多様化する資金ニーズに応えるため、極度を設定しスピーディーかつタイムリーな資金調達をバックアップします。

対象となる方	兵庫県内に事業所を有し、今後とも取扱金融機関が支援育成していきたい先で、返済能力があると認められ、次のすべての要件に該当する方(組合は企業組合、協業組合のみが対象) (法人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること (個人の場合) ①同一事業の業歴が3年以上で、2期以上の確定申告を行っていること ②申込金融機関との与信取引が6か月以上あること ③次のいずれかに該当すること ア 中小企業信用リスク情報データベース(CRD)に基づくスコアリング、または、協会と金融機関との合意に基づく金融機関の信用スコアリング(信用格付)が基準以上であること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること (申告所得とは申告控除・専従者給与控除後の所得金額(事業所得)をいいます)																																									
資金使途	運転資金および設備資金																																									
保証限度額	2億8,000万円(原則として100万円単位) (注1)一般の普通保険(2億円)および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。 (注2)既存の当座貸越(貸付専用型)根保証の残高との合計で2億8,000万円以内とします。																																									
保証期間	1年間または2年間(年単位)																																									
返済方法	約定返済または非約定(随時)返済																																									
貸付利率	金融機関所定利率																																									
担保	原則として、保証金額が5,000万円以内の場合には無担保で取扱うことができます。 保証金額が5,000万円超の場合には当協会に対して担保の提供が必要となります。																																									
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。																																									
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table><tr><th colspan="2">保証料率区分</th><th>①</th><th>②</th><th>③</th><th>④</th><th>⑤</th><th>⑥</th><th>⑦</th><th>⑧</th><th>⑨</th></tr><tr><td rowspan="2">責任共有保証料率</td><td>貸借対照表あり</td><td>1.62%</td><td>1.49%</td><td>1.32%</td><td>1.15%</td><td>0.98%</td><td>0.85%</td><td>0.68%</td><td>0.51%</td><td>0.39%</td></tr><tr><td>貸借対照表なし</td><td colspan="9">0.98%</td></tr></table> (注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。										保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%	貸借対照表なし	0.98%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																																
責任共有保証料率	貸借対照表あり	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%																																
	貸借対照表なし	0.98%																																								
保証割合	責任共有制度対象																																									

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。